

≪阿南市在宅医療・介護連携支援センター事業≫ 介護サービス事業所部会【報告書】			
サービス種別	訪問介護事業所部会		
開催日時	令和7年2月7日(金) 13:00~14:30	開催場所	阿南市役所601号室
部会代表者	松下	報告者	松下
議題	①訪問介護計画書・手順書について ②特定事業所加算の算定要件について		

議題①		訪問介護計画書・手順書の作成方法について
検討した項目	各事業所で持参した手順書・計画書の違いや特徴について	
検討内容	訪問介護計画書の中に、評価・アセスメントを反映した本人家族の意向が入っている。計画書の中の留意事項の欄に詳細を入れ、手順書に代わるものとして使用している。その際手順書は簡素化し時間配分や要点のみを記載。(計画書に時間配分が記載されている物もある)	
結論	今までの実地指導で指摘が無かったように、計画書の内容が細かく初めて訪問する際に役立つように作成されていれば、手順書が無くても問題はない。出来るだけ簡素化できるように、それぞれの良い所を取り入れる。	
残された課題	それぞれの良い部分を参考にして出来るだけ手間のかからない形式に出来るといいが、各事業所で使用しているソフトの違いもあり、取入れる事が出来ない部分もある。	
備考		

議題②	特定事業所加算の算定要件について
検討した項目	特定事業所加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合の要件を満たす方法
検討内容	特定事業所加算の要件にある、サービス提供責任者⇄ヘルパー(訪問介護員)との報告と留意事項伝達の方法について各事業所がどうしているか知りたい。直行や直帰するヘルパーに対し電話連絡やメール以外に便利な方法はないか。
結論	特定事業所加算の要件にある、サービス提供責任者⇄ヘルパー(訪問介護員)報告と留意事項伝達の方法は紙上で行っている物や、ラインやラインワークスなどのアプリを使用している。利用者ごとにグループを作る事で、訪問ヘルパーがその利用者の状態や変化を共有できるメリットがある。しかし個人情報保護の観点から、マニュアル化しておく必要がある。
残された課題	今後ICT化の利用を求められる中で、現在アプリを使用し記録や報告、実績などを行っている事業所を参考にして、今後各事業所が取り入れていけるようにする。
備考	・4つの場面については、時間の関係で資料で説明を行い、各事業所の意見を後日報告を頂く。 ・利用者が当日不在の場合、ヘルパー派遣料を事業所は支払っているが、介護保険請求ができるのか。阿南市介護保険課に確認をする。

【会議風景写真】

